

鹿屋市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

鹿屋市職員の給与の支給に関する規則（平成18年鹿屋市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第2号中「100分の10」を「100分の8」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 大阪府大阪市 100分の16

第51条第1項第1号中「6月に支給する場合には100分の121.5以上100分の205以下、12月に支給する場合には100分の126.5以上100分の215以下」を「100分の124以上100分の315以下」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合には100分の110以上100分の121.5未満、12月に支給する場合には100分の115以上100分の126.5未満」を「100分の112.5以上100分の124未満」に改め、同項第3号中「6月に支給する場合には100分の98.5、12月に支給する場合には100分の103.5」を「100分の101」に改め、同項第4号中「6月に支給する場合には100分の90以下、12月に支給する場合には100分の95以下」を「100分の92.5以下」に改める。

第51条の2第1項第1号中「6月に支給する場合には100分の50.25以上、12月に支給する場合には100分の52.75以上」を「100分の51.5以上」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合には100分の46.75、12月に支給する場合には100分の49.25」を「100分の48」に改め、同項第3号中「6月に支給する場合には100分の44.75以下、12月に支給する場合には100分の47.25以下」を「100分の46以下」に改める。

別記第1号様式中「鹿屋市職員の給与に関する条例第11条第1項」を「鹿屋市職員の給与の支給に関する規則第9条」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、改正後の鹿屋市職員の給与の支給に関する規則第14条第1項第3号の規定の適用については、同号中「100分の8」とあるのは「100分の9」とする。